
プロジェクト

項目 第2回 SSBJ 設立準備委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第2回SSBJ設立準備委員会（2022年2月17日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

全般的要求事項¹の「目的」及び「範囲」に関する事項

（「重要な（significant）」の定義）

2. 「重要性がある（material）」と区別して使用されている「重要な（significant）」は、サステナビリティ関連財務開示の範囲を決める重要な概念と考えられる。財務会計基準において、この概念は使われているのか。また、使われている場合、その定義を確認したい。

（その他の用語の定義）

3. ESG投資を行う投資家は、財務情報と非財務情報を統合して活用するため、両者の目的は揃える必要があると考えているが、その認識で良いか。また、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性である「完全性」、「中立性」及び「正確性」は、現行のIASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」（CFW）を意識したものと推察するが、その意味を確認したい。
4. なぜ、利用者の例示に従業員が含まれるのか。
5. 対象を「一般目的財務報告の主要な利用者」とすることで十分かどうかは検討する必要がある。すなわち、一般的に財務諸表の主要な利用者とは、一定の財務知識を有する人を想定していると理解しているが、サステナビリティ基準では、従業員等も含めた新たなステークホルダーが加わることで想定されるため、従来の主要な利

¹ 2021年11月にIFRS財団の技術的準備ワーキング・グループ（TWRG）が公表した「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」

用者という概念と同一とすることが合理的かどうかは慎重に検討する必要がある。

6. サステナビリティ開示基準の詳細はまだ明らかではないものの、財務会計基準とは異なる部分があると考えられる。例えば、サステナビリティ開示基準における「中立性」や「重要性(materiality)」は財務会計で想定されていた概念とは異なる可能性がある。このため、ISSBのCFWとIASBのCFWで用語の定義を揃えていく方向性には同意するが、こうした異なる部分もしっかり踏まえたうえで、用語の定義は行うべきである。
7. 現時点のCFWは、TCFDとIIRCの概念が混在しており、何を指すのか分かりにくい印象がある。例えば、短期、中期、長期は財務報告にはない区分であり、TCFDでのリスク管理の概念を踏まえたものと推察するが、これらをどのように定義するのか。また、TCFD提言では、リスク及び機会の観点から、キャッシュ・フローを含む財務的影響の分析の必要性が言及されているが、例えば、銀行の場合、リスク管理の観点から与信関係費用のほうがより重要であるように、業種によって将来キャッシュ・フローの把握が必ずしも必要ではないケースがあると考えられる。このため、将来キャッシュ・フローの重要性、併せて、それを用いて算定される企業価値の定義については今後整理する必要がある。

(サステナビリティ報告と財務報告との関係性、差異など)

8. サステナビリティ報告と財務報告で求められる情報の粒度や精緻さが異なる点には留意が必要である。財務報告では1円単位で金額を合わせることが求められる一方、サステナビリティ報告ではそこまでは求められないと考えられる。また、両者の関係性(並列か、一般財務報告を前提としたサステナビリティ報告基準なのか)、を明確にすることは、今後の議論に有益と考えられる。
9. IFRS会計基準以外の会計基準に従い財務情報を作成される場合のIFRSサステナビリティ開示基準に基づく情報が、IFRS会計基準に従い財務情報を作成される場合のIFRSサステナビリティ開示基準に基づく情報と比較可能かどうかについて慎重な検討が必要であるとした事務局の考え方を確認したい。
10. IFRSサステナビリティ開示基準に基づく情報が、IFRS財務会計基準に従い財務情報が作成されている場合と作成されていない場合で比較可能かどうかよりも、IFRS会計基準に基づく財務情報とIFRSサステナビリティ開示基準に基づく情報の間に結合性(connectivity)があるかどうかのほうが重要であると考えられる。

11. サステナビリティ関連開示情報には、異なる属性の情報が混在しており、その属性によって求められる情報の特性は異なるものと考えられる。具体的には、情報の属性は、①外部環境や強み弱みに関する「認識」、②リスク・財務的な影響の「評価」、③ガバナンス、報酬などの「事実に基づく情報」、④戦略やビジネスモデルなどに関する企業の「意思」、⑤定量指標で開示する「結果」、の5つのカテゴリーに分類でき、さらにそれらは、過去の情報、現在のファクト、将来に向けた企業の意思及び見通し、定性情報、定量情報との切り口で区分できる。このうち、事実や結果を表す③や⑤は、財務報告と近い属性が求められる一方、主観的要素を含む①や④は、利用者の立場からも経営者の主観を盛り込んでいくことが期待されている。また、②は、前者2つの中間的なものが求められると考えられる。このような違いを踏まえると、「質的特性」を整理するにあたっては、ある程度の単純化は必要であるものの、同時に、情報の属性の違いをしっかりと踏まえるべきである。
12. 財務報告と非財務報告をすべて統合すべきとの考え方には賛成しかねる。非財務報告には、財務報告よりも長期的で、判断が難しく、見積もりの確実性が低い情報が含まれるため、両者の違いは明確にする必要がある。両者において、同じ用語を同じ意味で使用すると趣旨は理解するが、今後、統合を前提に考えていくのであれば、まず違いがある部分を明確にすべきと考える。
13. 財務報告と非財務報告の相違点はどこにあるのか、また、それぞれの報告で想定されるCFWの構成や構成要素に大きな違いがあるのか教えて欲しい。

(その他)

14. 財務情報は企業価値を算定するうえで極めて重要であると考えられるため、事務局による予備的な分析における「CFWでは、利用者が必ず企業価値を算定することは想定していないと考えられる」との記載については、果たしてここまで言い切って良いのかという疑問を持った。
15. 一般目的財務報告には財務諸表及びサステナビリティ関連情報以外の情報が含まれていることが示唆されているとあるが、具体的にどのような情報が想定されているのか教えて欲しい。
16. 「目的適合性 (relevance)」という日本語訳について、何に対する目的適合性かが分からないほか、IFRS会計基準における「利用者の意思決定に相違を生じさせることができる」とは異なる意味合いを持つのではないかと疑問を持った。この日本語訳は、日本において、会計学や又は実務の世界において確立されたものなのか教

えて欲しい。

全般的要求事項の重要性（マテリアリティ）に関する事項

17. 財務報告と非財務報告では、重要性（マテリアリティ）の判断の質が異なる。非財務情報は、情報の時間軸がより長く、また、人権のように必ずしも定量化できない定性的情報を多分に含む。それゆえに、企業が重要性をどのように判断しているかが報告から透けて見えるような開示のあり方が求められると考えられる。具体的には、有価証券報告書におけるMD&Aやプロトタイプにおける「戦略」の活用が考えられる。また、IFRS実務記述書第2号のような実務ガイダンスがサステナビリティ報告にもあると良いのではないか。
18. サステナビリティ報告は、報告すべきトピックが多岐にわたり、スコープの境界（boundary）があまり明確ではないとの特徴を有するため、何を報告するかが極めて重要になる。そこでは、膨大な情報にいかに関し優先順位をつけ、重要な情報が漏れないようにすることを担保する必要がある。そこでは、マテリアリティの概念が実務に幅広く使用されてきた。マテリアリティという用語が経済活動において一般化した現在、この概念をIFRS基準に合わせるのか（言い換えれば、実務において定着した概念を変えるのか）が論点となる。対応の方向性としては、IASB公開草案「経営者による説明」において提案されている2ステップ（①key mattersを特定した後に、②何を報告するかを決定する）アプローチが考えられる。プロトタイプにおけるマテリアリティは、②の決定に使われるように見受けられるが、明確ではないため、明確化すべきと考える。

従来の財務報告におけるマテリアリティは、「何を報告するか」というpositive screeningとして利用されてきた一方、サステナビリティにおけるマテリアリティは、「何を報告しないか」というnegative screeningとして利用されている。この点については何がしかガイドラインがないと、実務に多様性が生じ、情報の比較可能性が損なわれることが懸念される。マテリアリティの判断の背景にあるコンテキストは提供していくべきであるが、この点は、統合報告書やサステナビリティ報告では蓄積のある領域である。マテリアリティに関する企業の方針、社内体制プロセス（取締役の関与や委員会の設置など）を説明することは、主観を伴う情報が客観的なプロセスでどのように担保されているのかを開示していくことであり、これが情報の信頼性向上に繋がる。
19. 情報開示を要求する最低ラインの置き方とマテリアリティの適用実務とのバランスをどのようにとるかは重要な論点である。プロトタイプでは、（特に業種別の指

標に関して) 要求事項を広くとりベースラインを高く設定し、マテリアリティの判断で絞り込むアプローチを採用しているが、今後、コングロマリット企業のようなところからは、膨大な情報をどこまで絞り込んで良いのかとの問題が出てくると考えられる。全般的要求事項と業種別の要求事項とのベースラインの置き方の切り分けや異なるマテリアリティの運用を検討するなど、丁寧な制度設計が必要である。

20. 現時点のマテリアリティの規定には曖昧さがあり、同じコンテキストや状況にある企業でも開示の判断が区々になる可能性がある。reasonably be expectedの解釈に加えて、将来キャッシュ・フローに影響を与えることが合理的に予想されるという部分に関し、例えば40年から50年先のように長期にわたるキャッシュ・フローを開示企業側が合理的に予想することは難いため、同じ状況に直面する企業でもマテリアリティの判断にはばらつきが生じる可能性がある。

全般的要求事項のその他の項目に関する事項

(報告企業の境界)

21. 報告企業の境界 (boundary) の実務への落とし込みは、難しい問題であると認識している。指標の測定方法や前提条件にばらつきが生じる可能性があるほか、国によって状況が異なる中で、どのように定めていくかは難しい。サステナビリティ報告を財務諸表と合わせていくこと自体が難しい中で、連結や持分法などの財務報告における課題をサステナビリティの領域ではどのように対応するのか、また、比較情報の開示や遡及修正をどのようにするかとの論点もある。サステナビリティの取組みの進捗状況を確認するうえで、比較情報へのニーズは高いとみられるが、そこには、定性的情報を含め情報の粒度をどうするか、また、測定基準を変えた場合に遡及修正をどのように行うかという難しさがある。
22. 例えば、GHGに関して、グローバルには連結子会社の投資案件や出資先など本来の企業体でない先に対しても集計を始めるフェーズにあるため、報告企業の境界の検討に当たっては、こうしたことに対応せざるを得ない企業側の事情も踏まえる必要がある。

(比較情報)

23. 比較情報については、サステナビリティ開示が40年、50年先といった長期の時間軸を想定するため、技術開発の進展なども含む多くの仮定を置いて見積もらなければならない。また、過去の制度を問われた結果、過去の計算方法を見積り誤りとされ

るようだと、遡及修正が頻発する可能性がある。このため、不確実性を伴う見積りに関する定義は予め明確化しておくべきである。

(報告の頻度と報告媒体)

24. サステナビリティ開示基準で要求される情報と財務諸表を同一の媒体で提供することを要求すると、両者は同時に開示（すなわち、報告頻度は同一）とならざるをえないと考える。こうした点を踏まえ、報告媒体と報告の頻度に関する事務局の予備的な分析の整合性について確認をお願いしたい。また、サステナビリティ開示が財務報告とは異なるものとの前提に立つ中で、その違いを明確にしないまま同一媒体での開示を基本とする方針をとると、財務報告の情報が散乱し、混乱を生じさせるリスクが懸念される点には留意が必要である。
25. 日本における温室効果ガスの報告は、法律により毎年夏頃に行うことが定められている。夏頃の報告となっているのは、各企業が排出したCO₂の量を調整するために、翌年度4月以降に市場において排出権を売買し、その結果を踏まえた数字を国に報告するためである。したがって、サステナビリティ報告の報告タイミングを財務報告と合わせようとする、制度的な調整も必要になる。
26. 近年、株主総会における議決権行使に際しサステナビリティ関連情報を重視する株主が増えてきていることもあり、財務報告と同じタイミングで開示していく意義は認識している。ただし、報告の頻度の検討に当たっては、有価証券報告書の提出や株主総会対応といった財務報告側の実務も考える必要がある。
27. 報告媒体について、相互参照する媒体の中立性に関する論点、すなわち、IASBの基準で担保されている質的特性が同じように担保された媒体でない可能性があるという点については認識している。統合報告書と有価証券報告書において開示する情報については、情報開示側のスタンスも若干異なるため、相互参照する媒体を限定していくことは、一つの手段として考えらえる。
28. 報告媒体や報告の頻度については、国内の制度との相互関係性、国内の制度をいかに合理的に活用していくかという観点からも検討すべきである。こうした点は、日本基準を開発する際に詳細に考えていくこととなるが、その際、参照するサステナビリティ関連の国際基準が日本基準の開発を制限することがないようにしておくという点は留意しておく必要がある。
29. 情報散乱リスクを抑制するためには、英国やEUにおける取組みにみられるように、

情報ニーズに応えつつも、膨大な情報をいかに簡潔な（concise）報告にまとめていくかが重要になる。簡潔な主たる報告とそれに付随する詳細なデータで構成される報告の形態は、今回の非財務情報の膨大な開示の取組みのなかで、デジタル化等の技術的な進展と相まって、一層広がっていくのではないか。このように、主たる報告とそれ以外に媒体を分ける場合、どちらの媒体にどの情報を含めるかの判断をどのような基準に則って行うのか（例えば、各法域の規制に依るのか、または、IFRS基準に依るのか）という論点もあるため、今後議論していく必要がある。

（財務データ及び仮定の使用：カーブ・アウト）

30. 「カーブ・アウト」については、IFRS会計基準と同様にすべきと考えている。また、その際、比較可能性などの説明はしっかりと行っていくべきである。
31. 「現地の法律又は規制によって開示することが禁止されているために開示がなされない場合、提供される情報がIFRSサステナビリティ開示基準に従って作成されたものであるといえるのか、検討する必要がある」との事務局による予備的な分析の趣旨を教えて欲しい。

（財務データ及び仮定の使用：仮定の置き方）

32. 気候変動、生物多様性、人権が将来キャッシュ・フローに与える影響の見積りに際しては、仮定の置き方が非常に難しい。例えば、気候変動の場合、市場の成長見込みに加えて、国や国際的な枠組みが設定した目標なども踏まえる必要があり、考慮すべき変数が多い。結果として、企業によって仮定の置き方が区々となる可能性がある。今後は、アジェンダ毎、業種毎に仮定の置き方の前提となる個別の動向等を具体的に見ていく必要がある。

（適正な表示）

33. IFRS財団によるVRF及びCDSBの統合の対象には、その組織体のみならず、各組織が発行した基準等も含まれるため、統合後にIFRS財団が所管することになるVRF及びCDSBの基準等が、「適正な表示」における第73項の「他の基準設定主体の直近の基準書等」に該当する可能性がある。該当する場合は、今のプロトタイプの記事でよいかを検討する必要がある。また、そうした状況を想定して動いている他の基準設定主体による基準やガイダンスについて、SSBJとして今後どのように対応していくべきかについて議論する必要がある。

（見積り及び結果の不確実性の発生要因）

34. サステナビリティ情報開示には中長期的な情報が含まれるため、翌事業年度を前提とした見積りの開示の論点については、財務情報と相違する部分があると考えられるが、実際に、財務情報とサステナビリティ情報との整合性をいかに図っていくかは悩ましい問題である。この点に関する事務局による予備的な分析については、更なる丁寧な説明をお願いしたい。
35. 第74項と第75項は、同じ見積りを扱っていても性質は異なるものと理解している。そのうえで、第75項の見積りにおいて考慮すべき事項として「将来キャッシュ・フローの値、時期及び確実性に対する事象の潜在的影響」が挙げられているが、この「将来キャッシュ・フロー」という用語が、仔細に及ぶ計算までしたうえで重要性の判断を行うという膨大なプロセスを求めることとなり、結果として、報告のハードルを高めている可能性がある。この点、「財務的影響」や、さらに分解した形で「成長性」、「収益性」、「リスク」のように、もう少し柔らかい言葉にしたほうが良いのではないか。

以 上